

平成30年第2回定例会
斑鳩町議会会議録

平成30年6月1日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面巻昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1. 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第 3 1 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 3 2 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 3 3 号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 3 4 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度小型動力ポンプ付積載車の取得について
- 日 程 1 1. 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日 程 1 2. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 3. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 4. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 5. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 3 0 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 1 6. 報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（平成 3 0 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1

- 号) について)
- 日 程 17. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日 程 18. 報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
(平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)
- 日 程 19. 報告第 8 号 平成29年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)
- 日 程 20. 報告第 9 号 平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)
- 日 程 21. 報告第 10 号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長(伴吉晴君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、平成30年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より、議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) おはようございます。

平成30年第2回斑鳩町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたりまして、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。「新しい斑鳩」の創造に向け、私が初めて編成をいたしました平成30年度予算につきましては、事務事業も順調に進んでおり、職員ともども本年度事業の早期実施に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。

さて、本定例会は、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、など、16議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせて頂くこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、1番 宮崎議員、2番 小林議員を指名いたします。両議員には、会期中、よろしく願いいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から本月20日までの20日間と定めることについて、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月20日までの20日間と決定いたしました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成30年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長(井上卓也君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る5月16日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 継続審査について、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの整備について、去る3月30日に、平成30年度政府予算における、直轄事業の事業計画が公表され、事業予算として8億円が確保され、国道25号線の三室交差点の交差点改良にかかる用地取得、改良工事及び五百井・興留区間における用地の取得、設計業務等が予定されており、今年度も引き続き、国と協力をしながら、地元調整に努めていきたいと、町としても、継続的な事業進捗のため予算確保に向け働きかけを行ってまいりたいと考えている、との説明をうけました。

委員より、中央体育館のところから中央公民館に向けての抜け道になっているところの安全対策など、いくつか質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでは、「奈良県とのまちづくり連携協定」につきまして、去る3月22日に「包括協定」を締結しまして、今後、JR法隆寺駅周辺地域のまちづくりにつきましては、この連携協定を活用しながら、まちづくりの方向性の検討から進めてまいりたいと考えている、との説明がありました。

委員より、包括協定を結んで、具体的な計画、以前に出ていたJR法隆寺駅周辺整備事業の中で出ていた計画などについて、いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、2. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町下水道用マンホール蓋のデザイン

の使用に関することについて。平成28年12月1日から、公共下水道事業への理解、接続率の向上、及び観光PRのツールの一つとして、マンホールカードを作成し全国各地の特色あるマンホールのデザインが大ブームとなっているなかで、民間企業等からのマンホール蓋のデザインを使用したいとの問い合わせが多く寄せられており、一定の基準を設け、認めていきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、どういった民間業者からの問い合わせがあるかなど、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、富雄川の河川構造物の損壊について。5月13日の降雨時に阿波・興留井堰の下流付近におきまして、右岸側の張ブロックが損壊していることを確認し、河川の右岸側の堤防、町道304号線として町道占用をしておりますことから、西和警察署及び郡山土木事務所と協議を行い、復旧に向けて早急に復旧作業が行われている、との報告がありました。

委員より、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

最後に、3. その他について。委員より、法隆寺の農協跡地付近の、電柱の移設要望があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

6番、平川委員長。

○厚生常任委員長(平川理恵君) 去る5月17日に全委員出席のもと開催しました厚生常任委員会について、概要をご報告します。

まず、継続案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてであります。

最初に、5月26日(土)の「クリーンキャンペーン」について、実施方法、内容について説明がありました。

続いて、広域処理も視野に入れた「ごみ処理のあり方勉強会」について、5月10日

(木)に奈良市環境清美工場で開催された勉強会に参加し、斑鳩町のごみ処理の現状と課題について報告したという内容の報告がありました。

次に、昨年度の環境井戸端会議の開催状況について、対象となる西地区59自治会のうち、20自治会で実施していただいたこと、対象となる1648世帯のうち、447世帯27.1%が参加されたこと、今年度は、東地区51自治会と、昨年度未実施の39自治会を対象に実施する予定であることなどについてご報告をいただき、一定の審査を行いました。

次に、各課報告事項です。(1)平成29年度国民健康保険税の不納欠損について、地方税法第15条の7第4項を事由とするものについては実人数で20人、347万8,941円、地方税法第18条第1項を事由とするものは実人数で25人、260万9,950円の処分を行ったことが報告され、若干の質疑がありました。(2)平成29年度介護保険料の不納欠損について、70人、265万4,730円の処分を行ったことが報告され、若干の質疑がありました。(3)平成29年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、実人数で6人、16万1,400円の処分を行ったことが報告されました。(4)百歳慶祝事業について、対象となる人を現行の「施設等に入所又は入院していないこと」という条件を「住所地特例対象施設に入所し、引き続いて本町に10年以上住所を有していた者」に改正するほか、祝金の額を現行の10万円から5万円に改正する方針であることが報告されました。委員から、居住期間の考え方や金額などについて、若干の質疑がありました。(5)健康づくりに関するアンケート調査について、調査の目的、対象、方法、内容、時期について報告されました。委員からは、前回のアンケート調査の項目との違いなどについて質疑がありました。(6)子ども医療費助成等の一部現物給付について、未就学児の現物給付を行うことに対する国からのペナルティ措置が廃止されることに伴い、県及び県下市町村の協議の結果、平成31年8月診療分を目途に、現物給付を導入する方向でまとまったことが報告され、委員から若干の質疑がありました。

以上が、閉会中の当委員会に係ります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これで、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程5.総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま

す。

4番、小村委員長。

○総務常任委員長（小村尚己君） 去る5月21日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、各種の報告を受け、審査を行いましたのでその概要をご報告いたします。

まず、継続審査案件についてであります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。ゴールデンウィーク期間中の4月28日、29日の2日間にわたり開催しましたところ、合わせて1,567人の見学者があったことが報告されております。また今年度、秋季の石室特別公開につきましては、文化財関係事業全体の見直しと、石室内環境の保全を図る目的から、実施しないとの報告を受けております。

次に、史跡中宮寺跡に関しては5月13日の整備工事竣工式について報告がありました。

次に、斑鳩町文化財保護審議会が3月27日に開催され、報告がなされたとの報告を受けました。

次に斑鳩町文化財活用センターの運営について、今年の7月に「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」の締結1周年を迎えることから夏季特別展「法隆寺食封で結ばれた絆―飛鳥時代～奈良時代における法隆寺と4市1町での様相―」と題しました展示会を、7月21日（土）より9月2日（日）までの開催期間として開催することとしておりますことから、今年度の春季の展示会としては開催しないと報告を受けております。

委員より、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開について、史跡中宮寺跡の活用について、質疑がなされております。

次に各課報告事項であります。一つとして、平成29年度町税不納欠損処分について資料により説明がされ報告を受けました。

二つとして斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び住民アンケート調査の実施について報告がなされました。実証運行開始後の利用者状況につきまして、実証運行を開始いたしました平成28年10月から平成29年9月の1年間と、実証運行開始前の前年同期間である平成27年10月から平成28年9月の1年間の利用者数を比較することにより分析された資料により報告を受けました。委員より調査結果から町としてどう捉えているのか、社協のいきいき号の運行との兼ね合い等の質疑がなされました。

三つとして平成30年度の観光等イベントについて報告を受けました。2月19日の

総務常任委員会より一部変更になっている点が報告され、一定の質疑がございました。

四つとして入札制度の見直しについて報告を受けました。内容としては、制限付一般競争入札の実施基準の見直し、最低制限価格制度の導入の2点についてであり、当町における制限付一般競争入札の実施基準を入札の透明性を図り、その競争性を高めることを目的に対象を拡大したい、対象工事の設計金額を、現行の2億円以上から引き下げまして、5千万円以上に変更。また、最低制限価格の導入をしたいとの報告を受けました。委員より若干の質疑がなされました。

五つとして地域交流館の建設要望について、三室自治会と紅葉ヶ丘自治会の2つの自治会の連名により、地域交流館の建設の要望書の提出があったとの報告を受けました。委員より要望書に対する町の考え方について質疑がありました。

六つとして、大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施について報告がありました。本年度の訓練は6月24日、日曜日、法隆寺南住宅自治会、法隆寺第一団地自治会、和区自治会を対象、場所はいかるがホールとのことです。委員より、実際の避難所を訓練の時に使用するべきでは等の質問があり、一定の答弁がされております。

その他の報告として、まちあるき拠点のトイレの取り扱い及び国道境界の用地売却について、夏季一斉閉庁の実施のとりやめ、町民プールの無料開放の継続、学童保育の運営についての報告がありました。委員より一定の質疑がされております。

以上が、閉会中における当委員会の概要であります。

詳細につきましては、会議録に整理いたしますのでごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、お手元に配布いたしております議事日程表の日程6. 議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてから、日程21. 報告第10号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてまで、以上16議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました16議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長(中西和夫君) それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律による平成30年度の地方税制の改正内容のうち、

生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置を創設するものであります。

次に、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。マイナンバーによる情報連携の運用が開始されたことに伴い、特例対象被保険者等に係る申告について、当該情報連携により対象者であること的事实を把握できる場合、雇用保険受給資格者証の提示を不要とするよう改正を行うものであります。

次に、議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び同支援員の資格要件の明確化のため、改正を行うものであります。

次に、議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護保険の自己負担割合等の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額等を控除して得た額を用いるため改正を行うものであります。

次に、議案第35号 平成30年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてであります。小型動力ポンプ付積載車1台の更新取得について、予定価格が700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、株式会社 黒松商会 代表取締役 黒松龍一、契約金額は、896万4千円であります。

次に、議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,101万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ89億7,084万9千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第14款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、1,606万8千円の減額補正をお願いするものであります。その内容は、児童虐待等対応の迅速化・効率化を図るため、本年度に導入した児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携させることとし、そのシステム改修等にかかる費用に対して補助金が交付されることから、子ども・子育て支援交付金23万5千円の増額と、文化庁の世界文化遺産活性化事業補助金を活用した事業において、実施主体が町ではなく官民が一体となった組織となり、補助金の交付先が町を経由せず直

接交付となることから、補助金額全ての1,630万3千円の減額となっております。

次に、第15款 県支出金では、第2項 県補助金で、75万3千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、未就学児の医療費助成において、平成31年8月を目途に現物給付方式を県内全市町村で導入することに伴い、町の福祉医療システムの改修費に対して補助金が交付されることから51万8千円の増額と、子ども・子育て支援交付金において、国庫補助金と同様の理由により、23万5千円の増額となっております。

次に、第20款 諸収入では、第5項 雑入で、自治会から申請のあったコミュニティ活動事業が、自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、430万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、歳入で申しあげました自治会に対する自治総合センターコミュニティ助成金430万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、歳入で申しあげました未就学児の医療費助成における現物給付方式の導入に伴い、町の福祉医療システムの改修等が必要となることから、116万9千円の増額補正をお願いするものであります。第2項 児童福祉費では、歳入で申しあげました児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携するため、システム改修費及びクラウドサービス利用料として、70万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費では、第1項 商工費で、1,500万6千円の減額補正をお願いするものであります。その内容は、歳入で申しあげました文化庁の世界文化遺産活性化事業において、実施主体が町ではなく官民が一体となった組織となり、補助金が町を経由せず直接交付となることから、各種イベントや情報発信にかかる事業費の減額分と、また、補助金採択において、対象外となった事業があり、その必要最低限の一部を町単独事業として実施するための増額分とを含めまして、1,412万6千円の減額と、東栄会主催の常楽市について、主催者から無期限中止の申入れがありましたことから、まちあるきマーケット開催補助金88万円の減額となっております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として218万5千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条

例の一部を改正する条例について)であります。

平成30年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容は、法人町民税では、納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直し、固定資産税では、土地に係る現行の負担調整措置等の継続、償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)であります。先の承認第1号と同様に地方税法等の一部改正により、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方税法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容は、土地に係る現行の負担調整措置の継続、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)であります。平成30年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容は、基礎課税額の課税限度額の引き上げ並びに均等割及び平等割の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)であります。平成29

年度本特別会計において、医療等に要した費用に対し歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成30年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。このため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ34億4,830万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年5月28日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ141万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億8,141万7千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成30年4月23日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

その内容は、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の受け入れ及び支給に要する費用となります。

次に、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。去る3月12日、町立たつた保育園駐車場において、食品トレイを回収していた収集車が、駐車場向かいの民家の伸縮門扉、プランター、エアコン室外機に接触し損傷させたことに伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成30年5月10日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）であります。先の報告第6号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償の支払いであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億8,186万4千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成30年5月10日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 平成29年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。平成28年度から3か年継続事業として取り組んでいる

公共下水道事業（第 1 1 処理分区 9 工区 - 1、第 1 5 処理分区 1 7 工区 - 1）について、年割額の精算に伴う残余金を次年度に通次繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第 9 号 平成 2 9 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成 2 9 年度予算において、繰越明許費の議決をいただきました住民基本台帳ネットワーク運用事業のほか 4 事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次年度に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第 1 0 号 平成 2 9 年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。平成 2 9 年度において、公益財団法人文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は 3 1 事業あり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は 1 億 3, 3 8 6 万 3, 7 5 2 円となっております。また、収益事業等に要した事業費は 2, 1 3 3 万 6, 3 2 3 円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきます。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程 6. 議案第 3 1 号から日程 1 1. 議案第 3 6 号までの 6 議案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、これより、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程 6. 議案第 3 1 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 3 1 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 3 1 号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程 7. 議案第 3 2 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第32号は、厚生常任委員会に付託いたします。
次に、日程8. 議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第33号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、日程9. 議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを
議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第34号は、厚生常任委員会に付託いたします。
次に、日程10. 議案第35号 平成30年度小型動力ポンプ付積載車の取得につい
てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、日程11. 議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)に
ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第36号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。
次に、日程12. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑
鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。
よって、承認第1号につきましては、委員会付託を省略いたします。
理事者の提案説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専 決 処 分 書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の町税条例の一部改正は、平成30年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関し、所要の改正を行ったものであり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 主な改正内容でございます。

はじめに、（1）法人町民税に係る納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の

見直しについてでございます。

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合における法人町民税の延滞金について、減額更正後に増額更正等が行われた場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付されている部分について、その納付されていた期間を控除して計算することとするものでございます。国税である法人税における見直しに準じ、法人町民税において改正をするものでございます。

続いて、(2) 固定資産税に関する改正でございます。①土地に係る負担調整措置の継続といたしまして、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

次に、②土地に係る据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続でございます。価格の据置年度である平成31年度及び平成32年度において、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するものでございます。

次に、③償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等といたしまして、公害防止用設備及び再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置について見直しを行った上で、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長するものでございます。

次に、④バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備でございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、同法に基づく一定の基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、改修工事費の100分の5を上限とする当該家屋に係る固定資産税額の3分の1を2年度分減額する措置が創設されたことに伴い、当該減額措置を受けようとする場合の申告に関する規定を新たに定めるものでございます。

次に、(3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項について、条文の整理等所要の改正を行ったものでございます。

続いて、2. 施行期日でございます。施行期日は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上が、本条例改正内容でございます。

議員皆さま方には、何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程13．承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専 決 処 分 書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきまして省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

本都市計画税条例の一部改正につきましては、先の承認第1号と同様に、平成30年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行される内容に関して所要の改正を行ったものであり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

1. 主な改正内容でございます。(1) 土地等に係る負担調整措置の継続といたしまして、固定資産税と同様に、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

次に、(2) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設に伴う申告に関する規定の整備でございます。

当該家屋に係る都市計画税の減額措置が創設されたことに伴い、先の町税条例の改正と同じく、都市計画税条例においても当該減額措置を受けようとする場合の申告に関する規定を整備するものでございます。

次に、(3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、同法等を引用する条項につきまして、条文の整理等所要の改正を行ったものでございます。

続いて、2. 施行期日につきましては、本条例は平成30年4月1日から施行を行うものでございます。ただし、改正後の地方税法の施行日に合わせ、付則第14項の改正規定のうち、(仮称)立地誘導促進施設協定の目的となる土地等に係る課税標準の特例

措置の創設に伴う改正部分につきましては、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上が、本条例の改正内容でございます。

議員の皆さま方には、何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程14．承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専 決 処 分 書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って説明申しあげたいと存じます。

平成30年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことから、国民健康保険税条例におきまして所要の改正を行ったものであり、この条例を平成30年4月1日に施行するため、専決処分したものでございます。

改正の内容についてでございます。まず1点目は、国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療分でございますが、その課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

改正内容の2点目は、国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減判定所得基準額を引き上げるものでございます。具体的には、表に記載しておりますように、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者数に乗すべき額を、27万円から27万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を、49万円から50万円に、それぞれ引き上げることで、対象要件を緩やかにするというものでございます。

また、施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程15. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきまして、説明申しあげます。

まず議案書を朗読いたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第9号

専 決 処 分 書

平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す
る。

平成30年5月28日

斑鳩町長 中西和夫

この度の補正の内容につきましては、平成29年度の本特別会計におきまして、医療
等に要した費用に対し、歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2に基づ
き、平成30年度の歳入を繰り上げて、これに充てるというものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。補正予算書
の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。第6款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収
入でございます。歳入欠かん補填収入といたしまして、2億5,000万円を増額いた
したものでございます。

続いて、6ページの歳出についてでございます。第10款 前年度繰上充用金、第1
項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。歳入と同額の2億5,
000万円を増額いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思います。予算総則を朗読いたします。

平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,000千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,448,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月28日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上、町長専決処分について承認を求めることについて（平成30年度斑鳩町国民健

康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明といたします。

よろしくご審議を賜りまして、なにとぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、日程16．報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専 決 処 分 書

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月23日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、補正予算書の予算に関する説明に沿いまして、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正でございます。第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員2名が退団されたことから、消防団員退職報償金受入金141万7千円について増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、歳出予算の補正でございます。6ページをお願いいたします。

第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う退職報償金141万7千円について増額補正をさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただけますでしょうか。

予算総則を朗読をさせていただきます。

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,981,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月23日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）のご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りましてご了承賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第5号に関する質疑を終結いたします。

報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

次に、日程17. 報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び日程18. 報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号及び報告第7号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）につきまして、一括してご説明申しあげます。

まず、報告第6号でございます。議案書を朗読いたします。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されて

いる事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月10日

斑鳩町長 中西和夫

次のページ、3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてを朗読いたします。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町立たった保育園駐車場において、食品トレイを回収していた収集車が、駐車場向かいの民家の伸縮門扉、プランター、エアコン室外機に接触し損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 446,040円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町龍田1丁目6番19号

竹田 茂美

本件につきましては、去る3月15日開催の厚生常任委員会におきまして、あらかじめ状況をご報告いたしましたものでございます。

去る平成30年3月12日午後2時5分ごろ、町立たった保育園で回収をいたしております食品トレイを引き取るため、保育園駐車場にダンプトラック車を停車し、作業をしておりまして、ダンプトラック車が動き出しまして、駐車場の向かいにございます民家、龍田1丁目6番19号、竹田茂美氏の宅の伸縮門扉、プランターに接触したのち、エアコン室外機に衝突するという事故が発生したものでございます。当日、収集作業をしておりましてのは、環境対策課、衛生処理場の勝間健治であり、車が動き出したのに気がつき、停止させようとしたしましたが、間に合わなかったというものでございます。当該地は緩やかな傾斜になっており、サイドブレーキが不十分であったことが

原因と考えられるものでございます。

この事故によります損害賠償としまして、竹田氏に44万6,040円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、平成30年5月10日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものでございまして、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

続きまして、報告第7号についてでございます。議案書を朗読いたします。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第8号

専 決 処 分 書

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月10日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第6号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億8,186万4,000円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入予算の補正でございます。第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑

入でございます。自動車損害共済金といたしまして44万7,000円を増額補正いたしましたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出予算の補正でございます。

第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費でございます。補償補填及び賠償金で、賠償金といたしまして44万7,000円を増額補正いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと存じます。予算総則を朗読いたします。

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,981,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月10日専決

斑鳩町長 中西和夫

本件につきましては、一つ間違えれば、さらに大きな事故につながる場所であると認識をいたしておりまして、衛生処理場職員には、改めまして、作業中や収集車運転中は十分に注意するよう指導をいたしたところでございます。

今後、このようなことを起こさないよう、一層注意してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

以上で、報告第6号及び報告第7号の報告についての説明といたします。

何とぞよろしくご了解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでにも委員会の中でも報告いただけてますし、事故というのは起こるものというふうに思ってるんですけども、今回、サイドブレーキをかけ忘れたというのはちょっと珍しいケースかなと思ひまして、ちょっと細かく教えてほしいんですけど、収集車っていうのは、今、オートマチック車であると、例えばパーキングに入れると、普通車ですとサイドブレーキをかけないという方もいらっしゃると思うんです。常にサイドブレーキをかけるというふうにしてて、それをかけ忘れたのか、それ

か平時からそういう癖がついてしまったというのか、そこはどうなのでしょう。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 通常から当然、停車・駐車する際にはサイドブレーキを引くようにという指導しております。今回はサイドブレーキを引き忘れたのではなく、引いたわけでありましてけれども、その引き方が甘かったのではないかというふうに推察をいたしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。きちっと毎回サイドブレーキを引くということで、操作をされているということですから、偶然っていうんですかね、偶発的な事故なのかなというふうに推察をしますけど、やはり部長おっしゃってましたように、1つ間違えると、特に保育園ということもありましたんで、大きな事故に繋がってしまうということから、再発防止にですね、きちっと指導もしていただいたということですが、心がけていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を終わります。

次に、日程19、報告第8号 平成29年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） それでは、報告第8号 平成29年度 斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

平成29年度 斑鳩町継続費繰越計算書の報告について

(公共下水道事業特別会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成30年6月1日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

この報告につきましては、平成28年度より継続事業として取り組んでおります、公共下水道事業（第11処理分区9工区-1）及び（第15処理分区17工区-1）工事の継続費の平成29年度に係ります歳出予算の経費のうち、通次繰り越しをいたしました額につきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、次のページをごらんいただけますでしょうか。

継続費繰越計算書の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第11処理分区9工区-1）、継続費の総額1億7,947万5千円、平成29年度継続費予算現額の予算計上額4,917万6千円、前年度通次繰越額240円、計4,917万6,240円、支出済額及び支出見込額4,917万5,640円、残額600円、翌年度通次繰越額600円、財源内訳は、繰越金で600円でございます。

次に、事業名、公共下水道事業（第15処理分区17工区-1）、継続費の総額1億7,357万8千円、平成29年度継続費予算現額の予算計上額6,700万円、前年度通次繰越額560円、計6,700万560円、支出済額及び支出見込額6,699万9,960円、残額600円、翌年度通次繰越額600円、財源内訳は繰越金で600円でございます。

最後に合計でございます。継続費の総額が3億5,305万3千円、平成29年度継続費予算現額の予算計上額1億1,617万6千円、前年度通次繰越額800円、計1億1,617万6,800円、支出済額及び支出見込額が1億1,617万5,600円、残額1,200円、翌年度通次繰越額が1,200円、財源内訳は、繰越金1,200円でございます。

平成30年6月1日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、報告第8号 平成29年度 斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第8号に関する質疑を終結いたします。

報告第8号 平成29年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

次に、日程20．報告第9号 平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、報告第9号 平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）についてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第9号

平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成30年6月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、平成29年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成29年度内で執行ができなかった経費を平成30年度予算に繰り越しさせていただいたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成29年度 斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして、ご説明を申しあげます。

はじめに、第2款 総務費では、住民票や個人番号カード等に旧姓を併記するためのシステム改修費用といたしまして、住民基本台帳ネットワーク運用事業で、翌年度繰越額が152万9千円、証明書コンビニ交付サービス運用事業で、翌年度繰越額が321万9千円となっております。

次に、第7款 土木費では、目安堤防線の道路新設改良事業で、翌年度繰越額は、2,531万9千円となっております。

次に、第9款 教育費では、史跡中宮寺跡整備事業で、工事内容を取りまとめた報告書の作成費用といたしまして、翌年度繰越額が314万3千円、同事業の周辺整備分で、農道の付け替え等の工事費といたしまして、翌年度繰越額が750万円となっております。

これら5事業、合計4,071万円を平成30年度に繰り越したものであり、その財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で1,790万2千円、地方債で950万円、一般財源で1,330万8千円を計上しております。

以上で、報告第9号 平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第9号に関する質疑を終結いたします。

報告第9号 平成29年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

次に、日程21. 報告第10号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） それでは、報告第10号 平成29年度斑鳩町文化財振興財団事業報告についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

平成29年度斑鳩町文化財振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成30年6月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、平成29年度斑鳩町文化財振興財団の事業内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の次のページの、平成29年度事業報告書の表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

財団の概況でございます。その3番目の財団の事業というところでございますが、財団の事業では、大きく分けまして、（1）公益目的事業と（2）収益事業等の2事業を実施したところでございます。（1）公益目的事業では、まず、公1．公演・文化講座事業といたしまして26の事業を実施し、これらの事業の事業収益は2,389万4,383円で、事業費は2,892万3円となっております。

次に、公2．ホール管理・貸与事業では、事業収益は1,791万1,510円、事業費は1億494万3,749円となっております。

次に、共通では、事業収益は8,726万5,494円、事業費は0円となっております。公益目的事業の合計では、事業収益は1億2,907万1,387円、事業費は1億3,386万3,752円となっております。

次に、（2）収益事業等でございます。

まず、収1．ホール管理・貸与事業では、事業収益は、1,317万677円で、事業費は659万1,910円となっております。

次に、収2．の図書館管理事業では、事業収益は1,474万4,413円、事業費は1,474万4,413円となっております。

ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で按分し、22%分を図書館分として受け入れたものでございます。収益事業等の合計は、事業収益が、2,791万4,480円、事業費は2,133万6,323円となっております。

これらの事業の実施状況につきましては、資料の3ページから7ページにかけて、平成29年度事業実施状況について、各事業別に、事業名、事業内容、収入額、支出額、収支差額等を記載をしております。

また、8ページから11ページにかけましては、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況や事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた、平成29年度施設使用状況等の資料となっております。

また、これらの各事業の収入の事業費内訳につきましては、15ページ、16ページにございます、正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表をもって整理をいたしております。

少しお戻りをいただきまして、13ページの貸借対照表でございます。前年度と比較をいたしまして、財産の増減が記載をされております。

まず、Ⅰの資産の部の1.流動資産、Ⅱの負債の部の1.流動負債につきましては、ともに前年度より228万3,137円増の2,910万7,515円となっております。

また、Ⅰの資産の部の2.固定資産については、(1)基本財産で、前年度と同額の1億円、(2)その他固定資産合計では、417万8,790円、固定資産合計では、1億417万8,790円となっております。

流動資産を加えた資産合計は、1億3,328万6,302円で、これは、この貸借対照表の一番下の負債及び正味財産合計と同額となっております。

次に14ページ、貸借対照表内訳表でございます。

公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と、会計別に区分した内訳を記載をしたものとなっております。

次に、17ページ、財務諸表に対します注記でございます。

財団の会計方針といたしまして、固定資産の減価償却の方法や消費税等の会計処理、基本財産の増減額及び財源の内訳等をお示ししているものでございます。

また、18ページの6番目の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、車輛運搬具、什器備品等につきまして、その状況を記載しているものでございます。

次に、21ページ、財産目録でございます。この財産目録では、平成30年3月31日現在の財産の保有状況を示しております。年度末の正味財産は、表の一番下になりますが、1億417万8,790円となっており、先ほど13ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をしております。

次に、23ページから24ページ、収支計算書でございます。予算額と決算額の比較を行った表となっております。

また、26ページ以降につきましては、正味財産増減計算書の事業区分別内訳表を添付しております。

最後に38ページ、監査報告書でございます。

去る4月27日に実施されました監査結果について、その報告書を添付しております。

以上で、報告第10号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業報告のご説明とさせていただきます。

何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） いろいろ聞かせていただきまして17ページ、基本財産のうちですけれども、定期預金が9,500万、普通預金が500万ということになってますけど、これ、基本財産は普通は定期預金になってるはずなんですけれども、そこらへんはどうしてなのでしょう。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） こちら3月末現在の内容を記載をさせていただいているところでございまして、昨年度のこの報告の関係でペイオフの関係のご質問があったかと思っております。その中で今回21ページ、すみません、ちょっと財産目録の方を見ていただきたいと思っております。21ページの方で、一番上に流動資産、その下に固定資産、基本財産というところがございすけれども、そちらにこの3月31日現在の、今ご質問いただきました内容についてそれぞれ金融機関別の明細を整理をさせていただいております。この中で昨年度1,500万円の定期預金が2つございました。その関係を質問を受けまして今回、まず下から、銀行の金融機関の並びの下から2つ目になりますけれども、京都中央信用金庫、これ昨年1,500万円でございます。こちらこの30年3月30日に満期を迎えまして、そのうちまず500万円をその一番下のりそな銀行に一旦普通預金で預け入れをさせていただいております。もう1つ1,500万円ありましたが、今も残っております上から3番目、奈良県農協でございます。こちらの関係につきましては、満期日が平成30年の3月31日となっております、日が土曜日でございますので、金融機関がお休みということで、3月末現在はこういった1,500万の預

け入れとなっておりますけれども、4月2日月曜日に一番下のりそな銀行に500万円
移し替えをさせていただいて、1千万円となった時点で4月2日に定期預金の方に振り
替えをさせていただいたということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 報告に対して直接ということではないんですけど、ちょっと運
営のことですね。ホールを、研修室とか、部屋をお借りする際に、いかるがホールの
場合と、例えば午後やったら1時から夕方5時までとかいう時間は決まっているんです
けども、1時やったら1時にならないと開けてくれないということで、例えば公民館と
かでしたら、ちょっと前に行って準備をするような時でも、前に、午前の団体が使って
なかったりしたら、準備の時間開けてくれたりするんですけども、そこはやっぱり同じ
公共施設なのに、なぜいかるがホールはそういう対応してくれないのか、前々から不満
の声が出てるんです。そこはやっぱり柔軟に対応していただきたいなというふうに思う
んですけど、こういう話は以前にはなかったのか、その辺の検討とかってされているの
か、ちょっとその辺のところお聞きしたいなと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） ホールの運営ということになってございます。今現在、いか
るがホールにつきましては、この財団の方で管理委託をしておるところでございますの
で、そういった、本日いただきました意見につきましては、財団の方に報告をさせてい
ただいて、向こうの方でいったん、改めて検討していただくということにさせていただ
きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 運営の方は指定管理ということで、お願いすることになります
けど、町の施設ですんで、契約をする際にですね、こういう形で町の方からも、例えば
条件付けるとか、今そういうふうに意見として出ましたんで、検討はしていただけると
いうふうに思うんですけども、そここのところも含めてですね、検討していただきたいと
思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第10号に関する質疑を終結いたします。

報告第10号 平成29年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日 2 日から 5 日までは休会、6 日は午前 9 時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 31 分 散会)